

製品含有化学物質管理ガイドライン

大陽工業株式会社 プリント回路カンパニー

2010年9月9日版

目次

1. ガイドラインの目的・・・・・・・・・・1
2. 適用範囲・・・・・・・・・・1
3. 用語の定義・・・・・・・・・・1・2
4. 取引先への調査について・・・・・・・・2・3

製品含有化学物質管理ガイドライン

1. ガイドラインの目的

大陽工業株式会社(以下当社という)が生産及び販売する製品を構成する部品、材料等に含有される化学物質(環境負荷物質)について、使用を禁止する物質、管理を必要とする物質を明確にして、当社の社内及び部品、材料等の仕入先様に周知徹底し、製品含有化学物質の管理の向上を目的とします。

2. 適用範囲

製品及び製品を構成する部品、加工品、原材料、梱包材、付属品等とします。

設備の及び事務用品・運搬(宅配)については、この基準を適用しません。

また、製品含有化学物質に関わらない設計等も適用しません。

なお、RoHS 指令物質において、当社の顧客要求がある製品については適用外とします。

3. 用語の定義

3.1 製品含有禁止物質 (大陽工業株式会社発行『製品含有禁止物質一覧』)

本物質は製品含有されてはならないため、意図的な使用を禁止し、閾値が有る場合は不純物を含めた含有濃度が閾値未満を保証します。

- ・ 現在法規制による禁止物質
- ・ 当社が顧客の環境通達で製品含有の禁止の連絡を受けている物質

*管理すべき物質は『製品含有禁止物質一覧』に明記しているものとする

3.2 製品含有

製品や包装材などでの部品、加工品、材料に対象物質が意図的に使用された状態、又、製造工程で使用され最終製品あるいは部品、加工品、材料に対象物質が残留又は付着した状態を示します。

例えば製品の製造工程で、製品に直接ふれる金属、治工具、機械設備等からの製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部位は禁止物質の含有禁止物質として考えます。

3.3 意図的使用

特定の特性、外観、又は品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品又は部品・加工品の製造時に意図して使用することをいいます。

3.4 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質をいいます。

3.5 閾値

禁止物質が意図的作用ではなく不純物として含まれる場合に、当社に納入される部品、加工品、材料、及び当社が出荷製品において保証すべき濃度をいいます。

3.6 管理値

禁止物質の対象物質に関して意図的使用、混入がなければ超えないと考えられる含有濃度とし、当社や仕入れ先で管理するための濃度をいいます。

万一、禁止物質の不純物としての含有濃度が管理値を超えた場合には、再分析、含有理由の明確化、及び含有濃度の管理値未満への低減を仕入先様に要請し、是正を御願います。

3.7 含有濃度

含有濃度とは、均質材料の質量を分母とした濃度とします。

なお、均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料をいい、例えば次のものを均質材料とします。

- ・ 化合物、金属合金
- ・ 塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマーなどの原材料については、それぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。
- ・ 塗料、印刷、半田槽、メッキの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層毎の状態。

3.8 RoHS 指令物質

カドミウム・鉛・六価クロム・水銀・ポリ臭素化ジフェニル (PBB) ・ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE)

4.1 製品含有化学物質管理活動について

製品の開発、製造、販売を行う事業所等における、製品含有化学物質管理システムの構築状況をおたずねします。

4.1.1 取引先による製品含有化学物質管理状況の報告

製品含有化学物質管理及び RoHS 指令の調査を、「対応状況チェックシート及び管理チェックシート」に基づき行います。

- ・ 製品含有化学物質管理体制に関する調査
- ・ RoHS 指令に関する調査

調査報告は必要に応じて調査を行い、新規取引先様には取引開始時に行います。

なお、問題ありと判断した場合、調査担当部門は必要な支援・指導を行い、次年度も調査を実施します。

4.2 調達品の含有化学物質の管理状況について

4.2.1 調達品の含有化学物質の管理状況について

当社へ納入される製品・材料について、定める禁止物質・管理物質の含有していないこと及び管理されている状態を調査します。

4.2.2 提出書類について

「禁止物質」にての調査書類の提出を御願います。

① 成分分析データ

当社へ納入される製品・材料について、構成されている成分の分析データを提出していただきます。

頻度は、新規採用時及び年1回の提出を求めます。

② 不使用証明書

当社が定める禁止物質の含有有無、含有量等について、「不使用証書」の提出して頂きます。

また、年1回の提出を求めます

③ RoHS 指令に関する分析データ (ICP 分析データ)

ICP 分析データには以下の記載を御願います。

- ・ 前処理方法 公定法を使用した場合はその名前を、公定法と異なる方法の場合はその方法
- ・ 分析方法 測定法名あるいは公的法名の記載
- ・ 測定機関名、測定責任者名、測定者名
- ・ 測定日
- ・ 測定結果 (N. D. (not detectable) の場合は定量下限値も記入)
- ・ 測定フローチャート

及び資料を「完全溶解した」との記述

また、年1回の提出を求めます

*なお、工程変更等の4M変更が発生した場合はその都度①・②・③を再提出して頂きます。

4.3 その他

(1) 取引先が製造者の場合

当社に納入して頂く物品を製造するために調達する部品・材料の製造者や加工依頼する二次加工先様に対して、このガイドラインに準じて製品含有化学物質管理に取り組むよう指導し、要求事項を満たしていることを確認し、必要な支援を行って頂きます。

(2) 取引先が商社の場合

当社に納入する物品の購入先の製造者に対して、このガイドラインを伝えていただき、このガイドラインに沿った製品含有化学物質管理に取り組むようご指導願います。

また、購入先の製造者からガイドラインの充足状況に関する情報を収集して当社に提供いただきますようお願いいたします。

以上